

## やましん個人インターネットバンキング利用規程

※本利用規程は、大和信用金庫ホームページでもご覧いただけます。

【個人情報利用目的】  
お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫のやましん個人インターネットバンキングサービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

### 第1条 やましん個人インターネットバンキング

- やましん個人インターネットバンキングとは  
やましん個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み取引を行うサービスをいいます。ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を取扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。
- 利用資格者  
（1）本利用規程に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している個人のお客様（個人事業主を除く）を、お申込みいただける本サービスの利用資格者とします。  
（2）お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規程に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規程の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。  
（3）ホームページによる申込 予約の際は「ご利用お申込される前のご注意」に全て同意をいただいたうえで申込予約をしてください。当金庫は仮受付後、お客様宛に本サービスの申込書（以下「申込書」といいます）を郵送いたします。お客様より返送を受けた申込書の内容と当金庫への届出内容を照合し、本サービスの利用資格者であることを確認いたします。  
なお、本サービスの利用資格を満たしていない場合および申込書の記入上の不備や印鑑相違等により正しい様式を満たしていない場合は受付できません。その際は、申込書をお客様に返却いたします。
- 使用できる端末  
本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限ります。  
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。
- 本サービスの取扱時間  
本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。  
ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  
また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。
- 手数料等  
（1）本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいただく場合があります。  
この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規程（総合口座取引規程を含みます）および当座勘定規程にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることになり、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とされます。  
なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  
また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。  
（2）前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。  
なお、提供するサービスの変更に伴い、各手数料を新設・変更する場合があります。

### 第2条 本人確認

- 本人確認の手段  
当金庫は、契約者ID（利用者番号）および次項以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。
- 初回ログイン用パスワードの届出  
初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面より当金庫へ届出するものとします。
- 画像認証カードの送付  
当金庫は、契約者ID（利用者番号）および認証用画像を記載した画像認証カードをお客様の届出住所に送付するものとします。  
なお、平成30年5月21日付本利用規程改定以前に発行され利用中のお客様カードは切替、再発行手続き後に、新しく画像認証カードが送付されます。  
お客様カード利用中のお客様については、以下、画像認証カードをお客様カード、認証用画像を確認用パスワードと読み替えてください。
- ログインパスワードの変更  
お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。  
なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、次に定めたとおりとします。  
（1）お客様が指定した初回ログイン用パスワードおよび画像認証カードに記載された契約者ID（利用者番号）を端末からお客様自身が入力します。  
（2）当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
- 本人確認手続き  
（1）お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めたとおりとします。  
①ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、認証用画像等を端末の画面上でお客様自身が入力します。  
②当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、認証用画像等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。  
a. お客様の有効な意思による申込みであること。  
b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。  
（2）当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、認証用画像等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。  
ただし、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、認証用画像等の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のお客様は、第13条の定めに従い補償を請求できるものとします。
- 画像認証カードの取扱い  
（1）画像認証カードは、ご契約後および3週間以内に当金庫のお届けいただいた住所に簡易書留郵便で郵送いたしました。郵送した画像認証カードが郵送不着として返戻され、保管期間の1ヵ月を経過した場合は、契約を解除させていただきます。  
（2）画像認証カードは、お客様ご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。  
当金庫から請求があった場合は、お客様はすみやかに画像認証カードを返却するものとします。  
（3）お客様が画像認証カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。  
この届出に対し、当金庫は所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。  
当金庫はこの届出に基づき所定の手続の完了前に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、責任を負いません。

画像認証カードの再発行の依頼は、当金庫の所定の書面により手続きを行ってください。なお、再発行される画像認証カードの認証用画像は、新たなものとなり、旧画像認証カードは使用できなくなります。

- 前号の画像認証カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取り扱います。
- パスワード等の管理  
（1）各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。  
また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。  
（2）各種パスワードにつき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。  
（3）誤ったパスワードを当金庫所定の回数を超えて誤入力された場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは、当金庫窓口にて当金庫所定の手続を行ってください。

### 第3条 取引の依頼

- サービス利用口座の届出  
（1）お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。  
当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。  
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。  
（2）サービス利用口座の変更及び削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。
- 取引の依頼方法  
本サービスによる取引の依頼は、第2条にもとづく本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。  
当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。
- 取引依頼の確定  
当金庫が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。  
この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものととし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。  
なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

### 第4条 ご利用限度額

- 1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込書に記入した金額またはお客様が端末から登録した金額とします。申込書の限度額が未記入の場合は、当金庫所定の上限金額を設定します。  
ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  
上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

### 第5条 資金移動

- 取引の内容  
（1）本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼にもとづき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引落し、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引を行います。  
なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。  
（2）支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。  
支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。  
（3）依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落し、当金庫は振替金額を振替の手続きをします。  
（4）支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規程その他当金庫の定める他の規程にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。  
（5）次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。  
①振込・振替時（予約振込の場合は、振込指定日前日の自動機サービス業務終了時）において、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。  
②支払指定口座が解約済のとき。  
③お客様から支払指定口座について、支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。  
④差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。  
⑤入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。  
⑥その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。  
（6）振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。  
なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。
- 指定日  
振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。  
ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる場合は、翌営業日扱いとし、当金庫所定の翌金融機関窓口営業日（以下「翌営業日」といいます）に入金指定口座に振込・振替を行います。
- 依頼内容の変更・組戻し  
（1）振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。  
ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。  
①訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかける届出印により記名押印して提出してください。  
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。  
②当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。  
（2）振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。  
①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかける届出印により記名押印して提出してください。  
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。  
②当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。  
③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。  
現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。  
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。  
（3）前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則訂正または組戻しできません。  
この場合には、お客様と受取人との間で協議してください。  
（4）訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認められた場合は、その書類につき偽造、変造その他の事故があってもそ



## やましん個人インターネットバンキング利用規程

### 第15条 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・Eメールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を送付した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・Eメールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第16条 規程等の準用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規程、総合口座取引規程、各サービス利用口座にかかる各種カード規程、振込規程ならびに当座勘定規程および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

### 第17条 規程の変更等

当金庫は、本規程の内容を、お客様に事前に通知することなくホームページ、店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

### 第18条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

### 第19条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

### 第20条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

### 第21条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

## ワンタイムパスワードサービス利用追加規程

### 第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、やましん個人インターネットバンキングの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された、都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

### 第2条 利用資格

本サービスの利用者は、やましん個人インターネットバンキングを契約のお客様に限るものとします。

### 第3条 利用申込及び利用開始

- 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「ソフトウェアトークン」といいます）が必要となります。当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式で、お客様はアプリをスマートフォン等、金庫所定の端末（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。
- 本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID(利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」、「認証用画像」を入力し、これらが当金庫の保有する「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」、「認証用画像」と各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

### 第4条 本サービスの利用

- 本サービスの利用開始後は、やましん個人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID(利用者番号)およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID(利用者番号)、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。
- 前項にかかわらず、契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて認証用画像が必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、認証用画像を確認し、認識した認証用画像と一致した場合には、お客様からの取引の依頼とみなします。

### 第5条 ソフトウェアトークンの有効期限

- ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
- 前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもってワンタイムパスワードを停止したうえ、端末からアプリを完全に消去するものとし、あらかじめソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとし、

### 第6条 ソフトウェアトークンの紛失及び盗難

- お客様は、ソフトウェアトークンを失ったとき、ソフトウェアトークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとし、）または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。当金庫がこの届出を受けたときは、直ちに本サービスの利用の停止等の措置を講じます。
- 前項によりソフトウェアトークンの利用停止の措置を行った後で、お客様があらかじめソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとし、

### 第7条 免責事項等

- ワンタイムパスワードおよびソフトウェアトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびソフトウェアトークンの管理について、当金庫は、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- ワンタイムパスワードおよびソフトウェアトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫に直ちにワンタイムパスワードの利用の停止を依頼するものとします。ワンタイムパスワードおよびソフトウェアトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- 当金庫は保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数を超えて伝達された場合、お客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

### 第8条 本サービスの解約等

- 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスを利用停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
- 前項1.および2.の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規程および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

### 第9条 譲渡・質入の禁止

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末のみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

### 第10条 規程等の準用

本規程に定めのない事項については、やましん個人インターネットバンキング利用規程、各サービス利用口座にかかる各種規程、総合口座取引規程、各サービス利用口座にかかる振込規程ならびに当座勘定規程および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

### 第11条 規程の変更等

当金庫は、本規程の内容を、お客様に事前に通知することなくホームページ、店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切その責任を負いません。

以上